

令和6年度以降の介護保険料について

介護保険は介護の予防、または介護が必要となったときの自己負担を抑え、サービスを利用できるように、社会全体で支えあう制度です。

40歳以上の全ての方が介護保険の被保険者となります。64歳以下の方の介護保険料は加入する医療保険の保険料に含まれますが、65歳以上の方は医療保険料とは別に納めることになります。

◎介護保険料が変更になります。

介護保険料は、3年に1度見直しが行われます。
今回の変更点は下記1、2のとおりです。



1. 65歳以上の保険料の基準額が71,600円になります。

前回（令和3年度～令和5年度）の保険料基準額から6,000円の増加となります。

※全員の保険料が71,600円になるわけではありません。

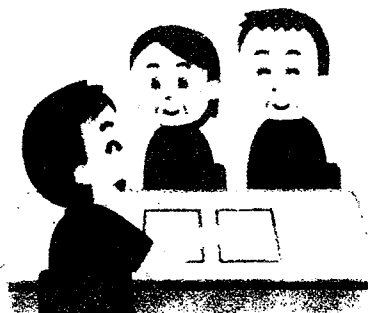
前年の所得や、毎年4月1日時点での世帯状況等によって保険料は増減します。
詳しくは裏面をご確認下さい。

2. 保険料の段階が13段階に分かれます。

令和3年度～令和5年度：第1段階 ～ 第9段階

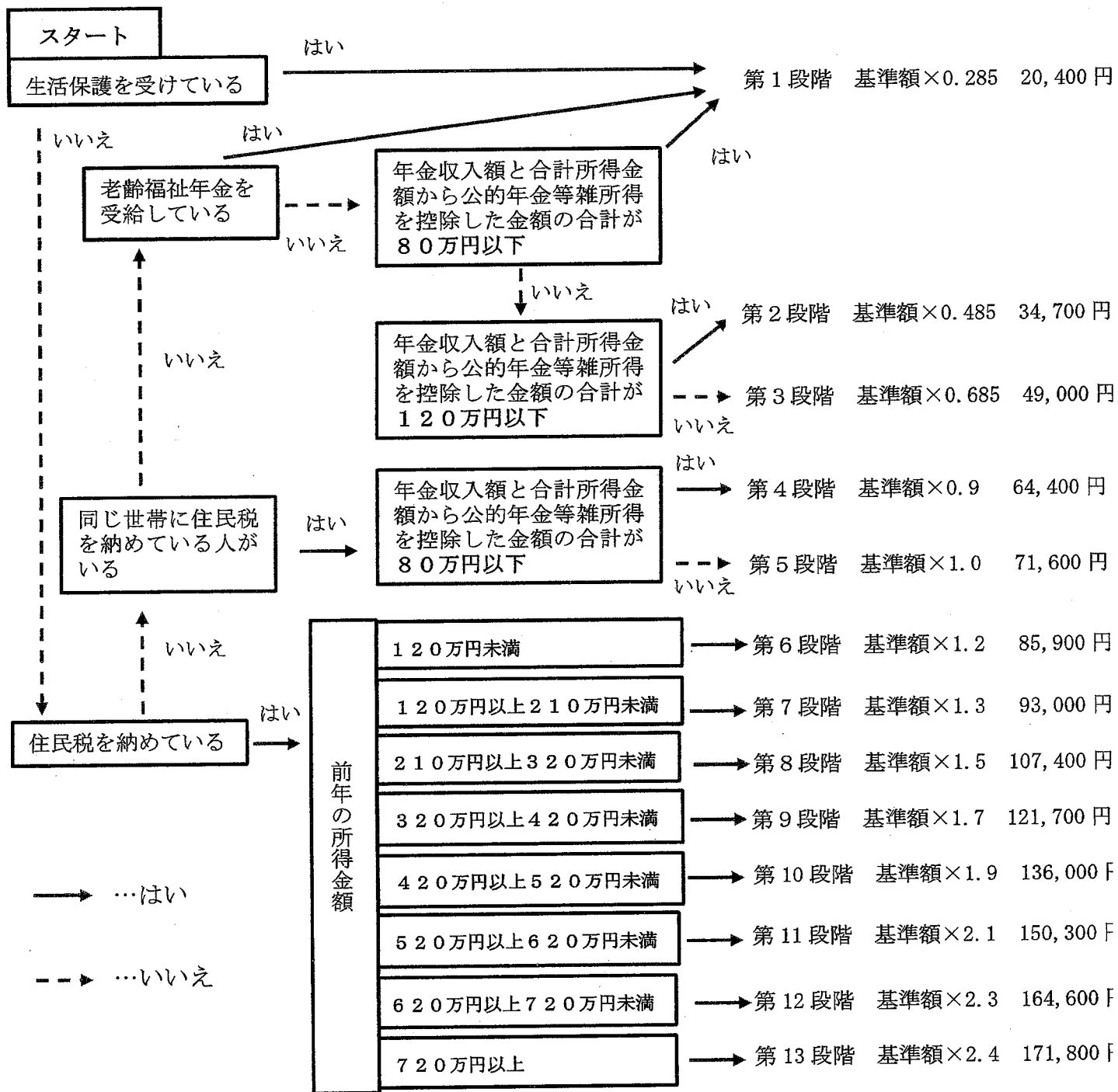
⇒ 令和6年度～令和8年度：第1段階 ～ 第13段階

※65歳以上の方には令和6年7月頃に介護保険料の通知を別途お送りいたします。



詳しい保険料の段階や料金については、
裏面をご確認ください。

介護保険料の所得段階区分および年間保険料額（65歳以上）



注 1. 老齡福祉年金

- ・明治44年4月1日以前に生まれた人で、一定の所得がない場合や、ほかの年金を受給できない場合に支給される年金です。

注2. 年金収入額

・課税対象となる公的年金収入額で、障害年金・遺族年金等の非課税年金の収入額は含みません。

注3. 合計所得金額

- ・収入金額から必要経費（給与所得控除、公的年金控除など）を控除し、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額です。

・第1～第5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。

- ・第1～第5段階の合計所得金額に給与所得が含まれる場合には、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

- ・土地建物等の長期・短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合は、特別控除額を控除します。